

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁告示第 3 号）」の内容

条	内容	施行日(空欄は R6.4.1)	ページ
1	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）の一部改正		2-
2	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	R6.6.1（一部は R7.4.1）	87-
3	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）の一部改正		100-
4	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	R6.6.1	126-
5	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）の一部改正		129-
6	児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 2 号の規程に基づきこども家庭庁長官が定める額（平成 18 年厚生労働省告示第 558 号）の一部改正		136-
7	児童福祉法施行令第 27 条の 6 第 1 項の規定に基づき食費等の基準費用額としてこども家庭庁長官が定める費用の額（平成 18 年厚生労働省告示第 560 号）の一部改正		137-
8	児童福祉法施行令第 27 条の 6 第 1 項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成 19 年厚生労働省告示第 140 号）の一部改正		137-
9	こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 128 号）の一部改正		138-
10	指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）の一部改正	一部 R7.10.1 ?	147-
11	児童福祉法施行令第 27 条の 13 第 2 項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額としてこども家庭庁長官が定める額（平成 24 年厚生労働省告示第 228 号）の一部改正		148-
12	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）の一部改正		149-
13	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成 24 年厚生労働省告示第 231 号）の一部改正		153-
14	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 233 号）の一部改正		154-
15	こども家庭庁長官が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号）の一部改正		154-
16	こども家庭庁長官が定める児童等（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）の一部改正		168-

17	こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正	R6.6.1	185-
18	こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号）の一部改正		195-
19	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号）の一部改正		199-
20	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）の一部改正	一部 R7.10.1 ?	207-
	附則		207-

※ 附則第 2~4 条に各経過措置規定あり。